

令和3年度 法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁

法人番号 7000012050002

社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



略 語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第114号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省令第16号）
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年財務省令第21号）
改正震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第125号）
改正震災特例法規	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省令第27号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
震災特例法	改正法による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	改正震災特例法令による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
震災特例法規	改正震災特例法規による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
旧震災特例法	改正法による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
旧震災特例法令	改正震災特例法令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
旧震災特例法規	改正震災特例法規による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
改正産業競争力強化法	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）
産業競争力強化法	改正産業競争力強化法による改正後の産業競争力強化法（平成25年法律第98号）
中小企業等経営強化法	改正産業競争力強化法による改正後の中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）
改正マンション管理適正化法	マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）
改正沖振令	沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第112号）
沖振令	改正沖振令による改正後の沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）
復興特区法	東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

(注) このパンフレットは、令和3年4月30日現在の法令に基づいて作成しています。

なお、このパンフレット中の産業競争力強化法及び中小企業等経営強化法に関する部分については、国会に提出された産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案に基づいて作成しています。

第1編 法人税法等に関する改正	
I 減価償却又は税額の計算に関する改正	1
1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備	1
2 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度《旧：給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度》の整備	4
3 デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制（情報技術事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の創設	6
4 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の創設	9
5 その他	11
II 引当金・準備金制度に関する改正	15
1 中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設	15
2 その他	17
III 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	18
1 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例の創設	18
2 その他	19
IV 国際課税に関する改正	21
V その他の改正	23
1 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設	23
2 その他	24
第2編 震災特例法に関する改正	26

[このパンフレットの構成について]

- このパンフレットでは、令和3年度税制改正のうち法人税関係法令の概要（グループ通算制度に係る改正項目を除きます。）について、令和3年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」の内容を中心に説明しています。
- このうち「第1編 法人税法等に関する改正」では、法人税法や租税特別措置法など震災特例法以外の改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。
「第2編 震災特例法に関する改正」では、震災特例法に関する改正事項について説明しています。
- それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等を交えています。また、〔適用時期〕において、措置の適用関係について説明しています。
- 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。

第1編 法人税法等に関する改正

I 減価償却又は税額の計算に関する改正

1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔改正の内容〕

(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

一般試験研究費の額に係る税額控除制度の税額控除割合が見直され、その下限が2%（改正前：6%）に引き下げられた上、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限が2年延長されました（措法42の4①②一）。

具体的には、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度の税額控除割合について、次の区分に応じそれぞれ次により計算した割合とされました。

（算式）

イ 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合（ハに掲げる場合を除きます。）

$$\text{税額控除割合（14\%を上限）} = 10.145\% + \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} \end{array} - 9.4\% \right] \times 0.35 \right\}$$

ロ 増減試験研究費割合が9.4%以下である場合（ハに掲げる場合を除きます。）

$$\text{税額控除割合（2\%を下限）} = 10.145\% - \left\{ \left[\begin{array}{l} 9.4\% \\ \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} \end{array} \right] \times 0.175 \right\}$$

ハ 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合

$$\text{税額控除割合} = 8.5\%$$

(2) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例について、増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例に見直された上で、その適用期限が2年延長されました（措法42の4⑤一、⑥一）。

具体的には、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち増減試験研究費割合が9.4%を超える事業年度の税額控除割合及び税額控除上限額については、次によることとされました。

（算式）

$$\text{イ 税額控除割合（17\%を上限）} = 12\% + \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} \end{array} - 9.4\% \right] \times 0.35 \right\}$$

$$\text{ロ 税額控除上限額} = \text{調整前法人税額の25\%相当額} + \text{調整前法人税額の10\%相当額}$$

(3) 基準年度比売上金額減少割合が2%以上である場合の税額控除上限額の特例の創設

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の税額控除上限額について、次により計算した金額とする措置が追加されました（措法42の4③三、⑥三）。

（注） 本特例は、一般試験研究費の額に係る税額控除制度において、試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除上限額の特例（下記(5)）とは重複適用が可能ですが、研究開発を行う一定のベンチャー企業の税額控除上限額の特例（措法42の4③一）とは重複適用ができません。

また、本特例は、中小企業技術基盤強化税制において、増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の税額控除上限額の特例（上記(2)ロ）又は試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除上限額の特例（下記(5)）との重複適用が可能です。

(算式)

$$\text{税額控除上限額} = \text{調整前法人税額の25\%相当額} + \text{調整前法人税額の5\%相当額}$$

(4) 試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除割合の特例の見直し

試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除割合を割り増す措置について、その適用期限が2年延長されました（措法42の4②二、⑤二・三）。

(5) 試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除上限額の特例の見直し

試験研究費割合が10%を超える場合の税額控除上限額を割り増す措置について、その適用期限が2年延長されました（措法42の4③二、⑥二）。

《用語の意義》

上記(1)から(5)までにおける用語の意義については、以下のとおりです。

用語	意義
増減試験研究費割合	増減試験研究費の額（その適用を受ける事業年度の試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます。）のその比較試験研究費の額に対する割合をいいます（措法42の4⑧三）。
比較試験研究費の額	その適用を受ける事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額の合計額をその各事業年度の数で除して計算した金額をいいます（措法42の4⑧五）。
基準年度比売上金額減少割合	その適用を受ける事業年度の売上金額（一定のものに限ります。以下同じです。）が令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の売上金額に満たない場合のその満たない部分の金額のその最後に終了した事業年度の売上金額に対する割合をいいます（措法42の4⑧六の二）。
基準年度試験研究費の額	令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の試験研究費の額をいいます（措法42の4⑧六の三）。
試験研究費割合	その適用を受ける事業年度の試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます（措法42の4⑧六）。
平均売上金額	その適用を受ける事業年度及びその事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額をいいます（措法42の4⑧十一）。

《イメージ図》

上記(1)から(5)までの見直し後の令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度における税額控除割合及び税額控除上限額は次のとおりとなります。

○ 一般試験研究費の額に係る税額控除制度

【税額控除割合】

① 試験研究費割合 ≤ 10%			
A	増減試験研究費割合 ≤ 9.4%	$10.145\% - \{(9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175\}$	下限2%
B	増減試験研究費割合 > 9.4%	$10.145\% + \{(\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35\}$	上限14%
C	設立事業年度又は比較試験研究費の額 = 0	8.5%	-
② 試験研究費割合 > 10%		(A、B又はC) + {(A、B又はC) × 控除増率(注1)}	上限14%

【税額控除上限額】

原則（上乗せ前）		調整前法人税額 × 25%	
上乗せ特例	a	ベンチャー企業特例	調整前法人税額 × 15%
	b	試験研究費割合 > 10%	調整前法人税額 × {(試験研究費割合 - 10%) × 2} (注2)
	c	基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% かつ試験研究費の額 > 基準年度試験研究費の額	調整前法人税額 × 5%

○ 中小企業技術基盤強化税制

【税額控除割合】

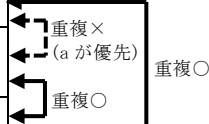
① 試験研究費割合 ≤ 10%			
A	下記B以外	12%	-
B	増減試験研究費割合 > 9.4%	12% + {(増減試験研究費割合 - 9.4%) × 0.35}	上限17%
② 試験研究費割合 > 10%		(A又はB) + {(A又はB) × 控除増率(注1)}	上限17%

【税額控除上限額】

原則(上乗せ前)		調整前法人税額 × 25%	
上乗せ 特例	a	増減試験研究費割合 > 9.4%	調整前法人税額 × 10%
	b	試験研究費割合 > 10%	調整前法人税額 × {(試験研究費割合 - 10%) × 2} (注2)
	c	基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% かつ 試験研究費の額 > 基準年度試験研究費の額	調整前法人税額 × 5%

(注1) 控除増率(上限10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5

(注2) {(試験研究費割合 - 10%) × 2} は10%を上限



(6) 制度の対象となる試験研究費の額の見直し

本制度の対象となる試験研究費の額について、次のとおり見直されました(措法42の4⑧一)。

- イ 試験研究のために要する費用の額で研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産(事業の用に供する時において試験研究の用に供する固定資産を除きます。)の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産(試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除きます。)となる費用の額が追加されました。
- ロ 上記イの見直しに伴い、売上原価等の原価の額並びに上記イの固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額が除外されました。また、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しない試験研究のために要する費用の額が除外されました。

(7) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の改正が行われました。

- イ 対象となる特別試験研究費の額に、国立大学、大学共同利用機関、公立大学及び国立研究開発法人の外部化法人との共同研究並びにこれらの法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額が追加され、その税額控除割合が25%とされました(措法42の4⑦二、措令27の4①②④・十一、措規20⑳～㉓)。
- ロ 特別試験研究費の対象となる大学等との共同研究及び大学等への委託研究(中小企業者等が行うものは除きます。)について、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定されました(措規20㉔二、㉔二)。
- ハ 特別試験研究費の対象となる特定中小企業者等への委託研究について、次の要件を満たすものに限定されました(措令27の4⑦九)。
 - (イ) 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。
 - (ロ) 委託に係る委任契約等(契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいいます。)において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の9)。

〔適用時期〕

- (1) 〔改正の内容〕(1)から(6)までについては、令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます(改正法附則43)。
- (2) 〔改正の内容〕(7)イについては、令和3年4月1日以後に支出する試験研究費の額について適用され、同日前に支出した試験研究費の額については、従来どおり適用されます(改正措令附則17④)。
- (3) 〔改正の内容〕(7)ロ及びハについては、令和3年4月1日以後に締結する契約又は協定に基づいて行われる試験研究について適用され、同日前に締結した契約又は協定に基づいて行われる試験研究については、従来どおり適用されます(改正措令附則17⑤、改正措規附則10⑤⑥)。

2 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度《旧：給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度》の整備

〔改正の内容〕

(1) 人材確保等促進税制

青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度(注1)において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》を満たすときは、控除対象新規雇用者給与等支給額(注2)の15%(次の《上乘せ要件》を満たす場合には、20%)相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の20%相当額とされています(措法42の12の5①)。

《要件》

$$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$$

《上乘せ要件》

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

(注1) 設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

(注2) その事業年度において措法第42条の12《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合には、所定の方法により計算したその控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額とされています(措法42の12の5①、措令27の12の5①)。

(2) 中小企業者等における所得拡大促進税制

中小企業者等が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度(注1)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額(注2)の15%(次の《上乘せ要件》イ及びロを満たす場合には、25%)相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の20%相当額とされています(措法42の12の5②)。

《要件》

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

《上乘せ要件》

$$\text{イ} \quad \frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

□ 次の要件のいずれかを満たすこと

(イ) $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$

(ロ) その中小企業等が、その事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がされたものであること

(注1) 上記(1)の適用を受ける事業年度、設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

(注2) その事業年度において措法第42条の12《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合には、所定の方法により計算したその控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額とされています（措法42の12の5②、措令27の12の5②）。

《用語の意義》

上記(1)及び(2)における用語の意義については、以下のとおりです。

用語	意義
国内新規雇用者	法人の国内雇用者のうち国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿にその国内雇用者の氏名が記載された日から1年を経過していないもの（その法人の国内雇用者となる直前にその法人又はその法人との間に支配関係がある法人の役員又は使用人であった一定の者を除きます。）をいいます（措法42の12の5③二、措令27の12の5③④、措規20の10②③）。
国内雇用者	法人の使用人（その法人の役員と特殊の関係のある者等の一定の者を除きます。）のうち国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます（措法42の12の5③九、措令27の12の5⑦⑧）。
控除対象新規雇用者給与等支給額	法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を含みます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）のうち調整雇用者給与等支給増加額に達するまでの金額をいいます（措法42の12の5③四）。
調整雇用者給与等支給増加額	雇用者給与等支給額（その計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その雇用安定助成金額を控除した金額となります。）から比較雇用者給与等支給額（その計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、その雇用安定助成金額を控除した金額となります。）を控除した金額をいいます（措法42の12の5③四）。
雇用安定助成金額	国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいいます（措法42の12の5③四イ）。
新規雇用者給与等支給額	法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者に該当するものに限り、以下同じです。）に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法42の12の5③五）。
新規雇用者比較給与等支給額	法人の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法42の12の5③六）。
教育訓練費	法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する一定の費用をいいます（措法42の12の5③七）。
比較教育訓練費の額	法人の各事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額をいいます（措法42の12の5③八）。
雇用者給与等支給額	法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法42の12の5③十）。
比較雇用者給与等支給額	法人の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（措法42の12の5③十一）。
控除対象雇用者給与等支給増加額	中小企業等々の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その金額が調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、その調整雇用者給与等支給増加額となります。）をいいます（措法42の12の5③十二）。

《イメージ図》

上記(1)及び(2)の見直し後の本制度の適用要件及び税額控除限度額は次のとおりとなります。

人材確保等促進税制	適用要件	<ul style="list-style-type: none"> $\frac{\text{新規雇用者給与等支給額（注1）} - \text{新規雇用者比較給与等支給額（注1）}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額（注1）}} \geq 2\%$ 《上乗せ要件》 $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$
	税額控除限度額	税額控除限度額（調整前） ・法人税額の20%を上限） $= \frac{\text{控除対象新規雇用者給与等支給額（注2）}}{\text{雇用者給与等支給額（注2）}} \times \frac{\text{比較雇用者給与等支給額（注2）}}{\text{雇用者給与等支給額（注2）}} \times 15\% \text{（上乗せ要件を満たす場合には } 20\% \text{）}$
中小企業者等における所得拡大促進税制	適用要件	<ul style="list-style-type: none"> $\frac{\text{雇用者給与等支給額（注1）} - \text{比較雇用者給与等支給額（注1）}}{\text{比較雇用者給与等支給額（注1）}} \geq 1.5\%$ 《上乗せ要件》 $\frac{\text{雇用者給与等支給額（注1）} - \text{比較雇用者給与等支給額（注1）}}{\text{比較雇用者給与等支給額（注1）}} \geq 2.5\%$ 次のいずれかを満たすこと <ol style="list-style-type: none"> $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$ 経営力向上について一定の証明がされたものであること
	税額控除限度額	税額控除限度額（調整前） ・法人税額の20%を上限） $= \frac{\text{控除対象雇用者給与等支給増加額（注1）}}{\text{雇用者給与等支給増加額（注2）}} \times \frac{\text{比較雇用者給与等支給額（注2）}}{\text{雇用者給与等支給増加額（注2）}} \times 15\% \text{（上乗せ要件を満たす場合には } 25\% \text{）}$

（注1） 雇用安定助成金額がある場合でも、雇用安定助成金額を控除しないで計算します。

（注2） 雇用安定助成金額がある場合には、雇用安定助成金額を控除して計算します。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の6）。

〔適用時期〕

令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則43）。

3 デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制（情報技術事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の創設

〔創設された制度の概要〕

① 情報技術事業適応設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、改正産業競争力強化法の施行の日から令和5年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応（①及び②において「情報技術事業適応」といいます。）の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限りません。以下同じです。）を支出する場合において、情報技術事業適応設備の取得又は製作をし、国内にあるその法人の事業の用に供したときは、その供用年度において次のいずれかの措置の適用を受けることができる制度が創設されました（措法42の12の7①④）。

- イ 情報技術事業適応設備の取得価額（注1）の30%相当額の特別償却
- ロ 情報技術事業適応設備の取得価額（注1）の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものを用に供する情報技術事業適応設備については、5%）相当額の法人税額の特別控除（注2）

② 事業適応繰延資産となる費用の額を支出した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

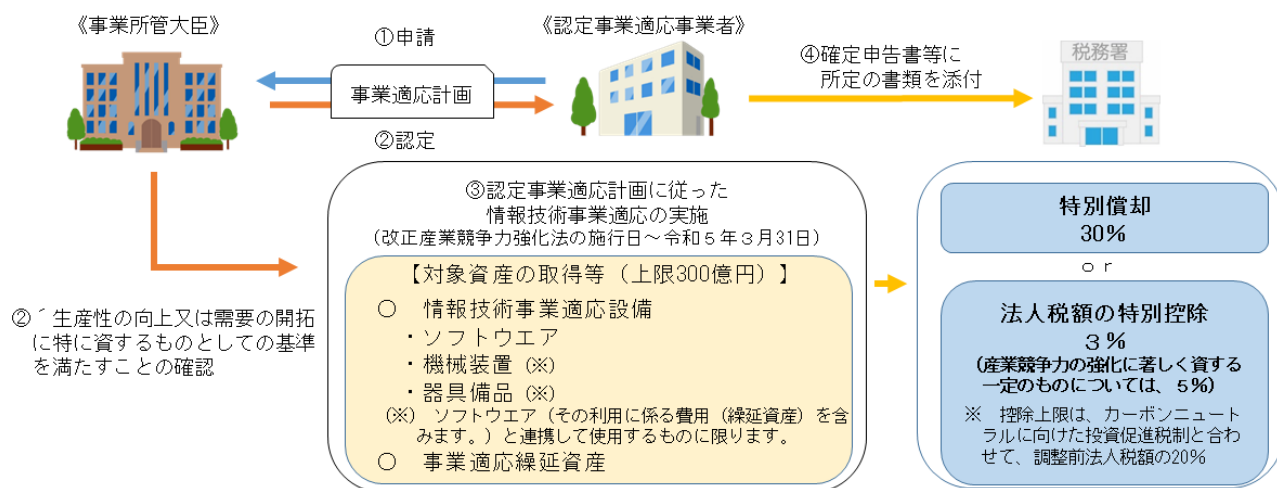
青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出年度において次のいずれかの措置の適用を受けることができる制度が創設されました（措法42の12の7②⑤）。

- イ 事業適応繰延資産の額（注1）の30%相当額の特別償却
- ロ 事業適応繰延資産の額（注1）の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については、5%）相当額の法人税額の特別控除（注2）

（注1） 情報技術事業適応設備の取得価額及び事業適応繰延資産の額の合計額のうち本制度の対象となる金額は300億円が上限とされています（措法42の12の7①②④⑤）。

（注2） 法人税額の特別控除の控除上限は、上記①、②及び「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（9ページ）」による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%相当額とされています（措法42の12の7④～⑥）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者である法人です（措法42の12の7①②④⑤）。

（注） 認定事業適応事業者とは、認定事業適応計画（産業競争力強化法第21条の16第2項に規定する認定事業適応計画をいいます。）に従って実施される情報技術事業適応（生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣の確認を受けたものに限り、以下「情報技術事業適応」といいます。）を行う同法第21条の28第2項に規定する認定事業適応事業者をいいます。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、次の情報技術事業適応設備（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、）又は事業適応繰延資産です。

イ 情報技術事業適応設備

認定事業適応事業者が、指定期間内に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出する場合における、その特定ソフトウェア並びにこれらのソフトウェア

とともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究の用に供される一定の資産を除きます。）をいいます（措法42の12の7①④、措令27の12の7①）。

ロ 事業適応繰延資産

認定事業適応事業者が、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合における、その支出した費用に係る繰延資産をいいます（措法42の12の7②⑤）。

(3) 供用年度又は支出年度

イ 供用年度とは、情報技術事業適応設備を事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の12の7①）。

ロ 支出年度とは、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の12の7②）。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した金額とされています（措法42の12の7①②）。

(算式)

イ 情報技術事業適応設備の取得価額及び事業適応繰延資産の額の合計額（以下「対象資産合計額」といいます。）が300億円以下の場合

$$\text{特別償却限度額} = \begin{array}{l} \text{情報技術事業適応設備の取得価額} \\ \text{又は事業適応繰延資産の額} \end{array} \times 30\%$$

ロ 対象資産合計額が300億円を超える場合

$$\text{特別償却限度額} = 300 \text{ 億円} \times \frac{\text{情報技術事業適応設備の取得価額又は事業適応繰延資産の額}}{\text{対象資産合計額}} \times 30\%$$

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した金額とされています（措法42の12の7④⑤）。

(算式)

イ 対象資産合計額が300億円以下の場合

$$\text{税額控除限度額（調整前法人税額の20\%（注1）を上限）} = \begin{array}{l} \text{情報技術事業適応設備の取得価額} \\ \text{又は事業適応繰延資産の額} \end{array} \times \begin{array}{l} 3\% \text{（一定の場合）} \\ \text{（注2）には5\%} \end{array}$$

ロ 対象資産合計額が300億円を超える場合

$$\text{税額控除限度額（調整前法人税額の20\%（注1）を上限）} = 300 \text{ 億円} \times \frac{\text{情報技術事業適応設備の取得価額又は事業適応繰延資産の額}}{\text{対象資産合計額}} \times \begin{array}{l} 3\% \text{（一定の場合）} \\ \text{（注2）には5\%} \end{array}$$

(注1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除、事業適応繰延資産となる費用の額を支出した場合の法人税額の特別控除及び生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%相当額が上限とされています（措法42の12の7④～⑥）。

(注2) 一定の場合とは、情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第2条第1項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであることについて主務大臣の確認を受けたものの用に供する情報技術事業適応設備に該当する場合又はその確認を受けた情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産に該当する場合をいいます（措法42の12の7④⑤、措令27の12の7②）。

(6) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等（次のロについては、本制度により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に、次に掲げる書類の添付がある場合に限り適用されます。

イ 特別償却の適用を受ける場合（措法42の12の7⑧）

情報技術事業適応設備又は事業適応繰延資産の償却限度額の計算に関する明細書（別表十六（一）、別表十六（二）又は別表十六（六）及び特別償却の付表）及び財務省令で定める書類

ロ 法人税額の特別控除の適用を受ける場合（措法42の12の7⑨）

情報技術事業適応設備の取得価額又は事業適応繰延資産の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書（別表六（三十二））並びに財務省令で定める書類

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の7）。

〔適用時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます（改正法附則1十）。

なお、改正産業競争力強化法は令和3年4月30日現在において公布されていません。

4 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の創設

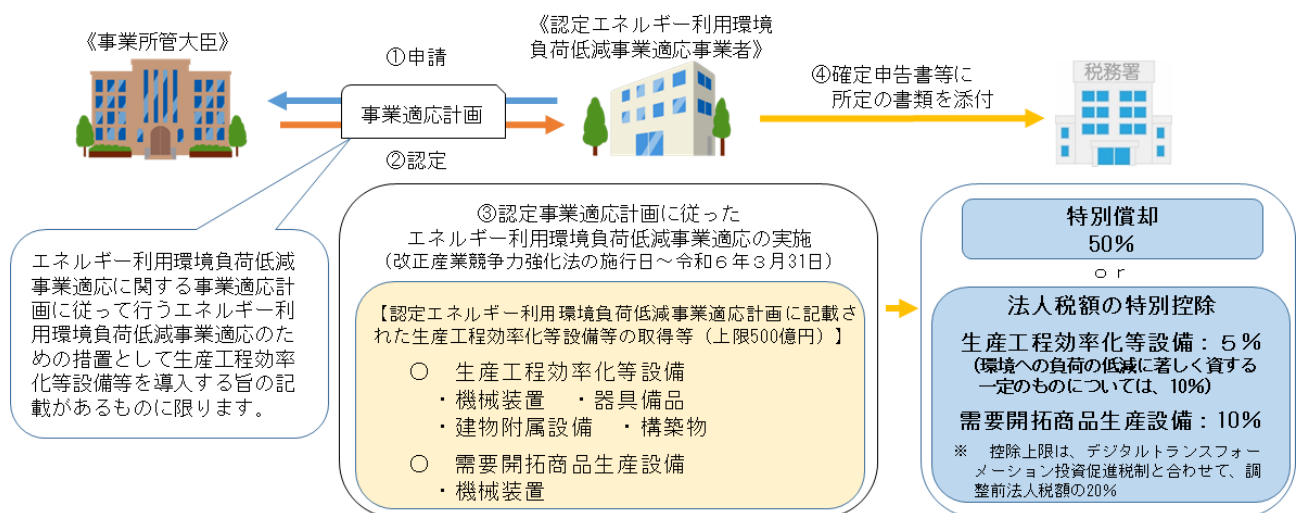
〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、改正産業競争力強化法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等の取得又は製作若しくは建設をし、国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その供用年度において次のいずれかの措置の適用を受けることができる制度が創設されました（措法42の12の7③⑥）。

イ 生産工程効率化等設備等の取得価額（注1）の50%相当額の特別償却

ロ 生産工程効率化等設備等の取得価額（注1）の5%（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、10%）相当額の法人税額の特別控除（注2）

《イメージ図》



(注1) 生産工程効率化等設備等の取得価額のうち本制度の対象となる金額は500億円が上限とされています(措法42の12の7③)。

(注2) 法人税額の特別控除の控除上限は、「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制(6ページ)」による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%相当額とされています(措法42の12の7④~⑥)。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者である法人です(措法42の12の7③⑥)。

(注) 認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者とは、産業競争力強化法第21条の16第1項に規定する認定事業適応事業者のうち、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画(同条第2項に規定する認定事業適応計画のうち、同法第21条の13第2項第3号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものをいいます。以下同じです。)にその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行う同号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものをいいます。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備等(産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産工程効率化等設備又は同条第14項に規定する需要開拓商品生産設備をいいます。)でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものです(措法42の12の7③⑥)。

(3) 供用年度

供用年度とは、生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます(措法42の12の7①)。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した金額とされています(措法42の12の7③)。

(算式)

イ 生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が500億円以下の場合

$$\text{特別償却限度額} = \text{生産工程効率化等設備等の取得価額} \times 50\%$$

ロ 生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が500億円を超える場合

$$\text{特別償却限度額} = 500 \text{ 億円} \times \frac{\text{生産工程効率化等設備等の取得価額}}{\text{生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額}} \times 50\%$$

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の区分に応じそれぞれ次により計算した金額とされています(措法42の12の7⑥)。

(算式)

イ 生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が500億円以下の場合

$$\text{税額控除限度額 (調整前法人税額の20\% (注1) を上限)} = \text{生産工程効率化等設備等の取得価額} \times \begin{matrix} 5\% \text{ (一定の場合} \\ \text{(注2) には10\%)} \end{matrix}$$

ロ 生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が500億円を超える場合

$$\text{税額控除限度額 (調整前法人税額の20\% (注1) を上限)} = 500 \text{ 億円} \times \frac{\text{生産工程効率化等設備等の取得価額}}{\text{生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額}} \times \begin{matrix} 5\% \text{ (一定の場合} \\ \text{(注2) には10\%)} \end{matrix}$$

- (注1) 情報技術事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除、事業適応繰延資産となる費用の額を支出した場合の法人税額の特別控除及び生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除による法人税額の特別控除との合計で調整前法人税額の20%相当額が上限とされています(措法42の12の7④～⑥)。
- (注2) 一定の場合とは、生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものに該当する場合又は需要開拓商品生産設備に該当する場合をいいます(措法42の12の7⑥、措令27の12の7③)。

(6) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等(次のロについては、本制度により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。)に、次に掲げる書類の添付がある場合に限り適用されます。

イ 特別償却の適用を受ける場合(措法42の12の7⑧)

生産工程効率化等設備等の償却限度額の計算に関する明細書(別表十六(一)又は別表十六(二)及び特別償却の付表)及び財務省令で定める書類

ロ 法人税額の特別控除の適用を受ける場合(措法42の12の7⑨)

生産工程効率化等設備等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書(別表六(三十二))並びに財務省令で定める書類

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の15の7)。

〔適用時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます(改正法附則1十)。

なお、改正産業競争力強化法は令和3年4月30日現在において公布されていません。

5 その他

○ その他、減価償却又は税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 中小企業者等の法人税率の特例(措令27の3の2、改正措令附則1九) (措法42の3の2①②、68の8①②)	○ 本制度の対象となる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に、敷地分割組合が追加されました。 ○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	改正マンション管理適正化法の施行の日から施行されます。 —
(2) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(旧措法42の5、68の10、旧措令27の5、39の40、旧措規20の2、改正法附則44、60、改正措規附則11)	○ 本制度は、廃止されました。	令3.4.1前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等及び同日前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律の計画の認定又は一定の確認を受けた法人が同日から令4.3.31までの間に取得等をする高度省エネルギー増進設備等については、従来どおり適用されます。
(3) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の6①、68の11①、措令27の6⑦、39の41③、改正法附則45、61、改正措令附則18、25) (措法42の6①、68の11①、旧措令27の6①、39の41①、改正法附則45、61)	○ 対象となる法人に商店街振興組合が追加され、特定中小企業者等に該当することとされました。 ○ 中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。	令3.4.1以後に取得等をする特定機械装置等について適用され、同日前に取得等をした特定機械装置等については、従来どおり適用されます。 同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法42の6①、68の11①、措令27の6④、39の41②、改正法附則45、61)	○ 対象資産から匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供するものが除外されました。	同上
(措規20の3⑤、改正措規附則12)	○ 対象となる指定事業に次の事業が追加されました。 イ 不動産業 ロ 物品賃貸業 ハ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。)	同上
(措法42の6①、68の11①)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(4) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (措法42の9①、68の13①、改正法附則46①、62)	○ 対象資産のうち5G情報通信システムに該当するものがその法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限定されました。	令3.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。
(措令27の9⑥～⑧、改正措令附則19)	○ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、対象事業からこん包業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、商品検査業及び研究開発支援検査分析業が除外されました。	同上
(措令27の9⑨⑩、改正措令附則19)	○ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、対象事業からこん包業が除外されました。	同上
(措法42の9①、68の13①、措令27の9①)	○ 適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。	—
(5) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の11の2①、68の14の3①)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(6) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (旧措法42の12の3、68の15の4、旧措令27の12の3、39の45の4、旧措規20の8、22の30、改正法附則47、63)	○ 本制度は、廃止されました。	令3.4.1前に取得等をした経営改善設備については、従来どおり適用されます。
(7) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の12の4①、68の15の5①、改正法附則48、64)	○ 中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。	令3.4.1以後に取得等をする特定経営力向上設備等について適用され、同日前に取得等をした特定経営力向上設備等については、従来どおり適用されます。
(措法42の12の4①、68の15の5①)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(8) 法人税の額から控除される特別控除額の特例 (措法42の13⑥、68の15の8⑥、改正法附則1十、49、65)	○ 特定税額控除規定を不適用とする措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 特定税額控除規定に、事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に係る規定(措法42の12の7④～⑥)が追加されました。	改正産業競争力強化法の施行の日から適用されます。
(措法42の13⑥一、68の15の8⑥一、改正法附則43)	ロ 継続雇用者給与等支給額が前事業年度の継続雇用者給与等支給額を超えることとの要件を判定する場合に国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものを控除しないこととされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(措法42の13⑥、68の15の8⑥)	ハ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。	—
(9) 特定船舶の特別償却(旧:特定設備等の特別償却) (旧措法43①表一、68の16①表一、旧措令28①②、39の49①②、改正法附則50①、66①)	○ 再生可能エネルギー発電設備等に係る措置が廃止されました。	令3.4.1前に取得等をした再生可能エネルギー発電設備等については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令28②、39の49②、改正措令附則21①、27①)</p> <p>(平27国土交通省告示第473号、令3国土交通省告示第315号)</p> <p>(措法43①、68の16①)</p>	<p>○ 船舶に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象資産から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される船舶で、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものが除外されました。</p> <p>ロ 事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件が見直されました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする特定船舶について適用され、同日前に取得等をした特定船舶については、従来どおり適用されます。</p> <p>令3.4.1から施行されます。</p> <p>—</p>
<p>(10) 被災代替資産等の特別償却 (措法43の3②、68の18②、改正法附則50②、66②)</p>	<p>○ 中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする被災代替資産等について適用され、同日前に取得等をした被災代替資産等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(11) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却 (措令28の4①一、改正措令附則21②)</p> <p>(措法44①、68の19①)</p>	<p>○ 施設規模要件が3億5,000万円以上(改正前:3億円以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする研究施設について適用され、同日前に取得等をした研究施設については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(12) 特定事業継続力強化設備等の特別償却 (措法44の2①、68の20①、改正法附則50③、66③)</p> <p>(措法44の2①、68の20①、改正法附則50③、66③)</p> <p>(措法44の2①、68の20①)</p> <p>(措法44の2②、68の20②、改正法附則50③、66③)</p>	<p>○ 対象法人が中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第21号)の施行の日(令和元年7月16日)から令和5年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業者等とされ、対象資産がその認定を受けた日から1年以内に、取得等をして、事業の用に供する資産とされました。</p> <p>○ 中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。</p> <p>○ 対象資産に機械装置及び器具備品の部分について行う改良又は機械装置及び器具備品の移転のための工事の施行に伴って取得等をする資産が追加されました。</p> <p>○ 令和5年4月1日以後に取得等をする特定事業継続力強化設備等の特別償却率が18%(改正前:20%)に引き下げられました。</p> <p>○ 対象資産から特定事業継続力強化設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をした資産が除外されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする特定事業継続力強化設備等について適用され、同日前に取得等をした特定事業継続力強化設備等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>—</p> <p>令3.4.1以後に取得等をする特定事業継続力強化設備等について適用され、同日前に取得等をした特定事業継続力強化設備等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(13) 共同利用施設の特別償却 (措令28の6、39の53、改正措令附則21③、27②)</p> <p>(措法44の3①、68の24①)</p>	<p>○ 共同利用施設の取得価額要件が400万円以上(改正前:200万円以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする共同利用施設について適用され、同日前に取得等をした共同利用施設については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(14) 特定地域における工業用機械等の特別償却 (旧措法45①表一、68の27①、措法45②表一、68の27②表一、旧措令28の9①一・②一・③～⑤、措令28の9④一・④～⑬、39の56②一・⑤、改正法附則50⑤、66⑤、改正措令附則21④、27③)</p>	<p>○ 過疎地域に係る措置について、青色申告書を提出する法人が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日(令和3年4月1日)から令和6年3月31日までの期間のうち一定の期間内に、同法の過疎地域のうち特定過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業等の一定の事業の用に供する一定の機械装置、建物等及び構築物の取得等をした場合には、5年間普通償却限度額の32%(建物等及び構築物については、48%)の割増償却ができる措置に改組されました。</p>	<p>令3.12.31以前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措令28の9②一、改正措令附則21⑤)	○ 沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次のとおり改正が行われました。 イ 対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額が法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とされました。	令3.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。
(措令28の9①一～四)	ロ 適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。	—
(措法45①、68の27①、改正法附則50⑥、66⑥)	ハ 沖縄の離島に係る措置を除き、対象資産のうち5G情報通信システムに該当するものがその法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備に限定されました。	令3.4.1以後に取得等をする工業用機械等について適用され、同日前に取得等をした工業用機械等については、従来どおり適用されます。
(措令28の9③～⑤、改正措令附則21⑥)	ニ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、対象事業からこん包業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、商品検査業及び研究開発支援検査分析業が除外されました。	同上
(措令28の9⑥⑦、改正措令附則21⑥)	ホ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、対象事業からこん包業が除外されました。	同上
(措令28の9②一、39の56⑤一、改正措令附則21⑤、27④)	○ 半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額が法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とされました。	令3.4.1以後に取得等をする産業振興機械等について適用され、同日前に取得等をした産業振興機械等については、従来どおり適用されます。
(措法45②、68の27②、措令28の9⑨)	ロ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(旧措法45②表四、68の27②表四、旧措令28の9⑫四・⑬⑭④・⑱～㉔、39の56②四・③④④・⑧～⑩、旧措規20の16⑥⑧、22の37、改正法附則50⑧、66⑦、改正措令附則21⑦、27⑤、改正措規附則13、15)	○ 振興山村に係る措置が廃止されました。	令3.4.1前に取得等をした産業振興機械等については、従来どおり適用されます。
(15) 医療用機器等の特別償却 (措令28の10②一、改正措令附則21⑧、平31厚生労働省告示第151号、令3厚生労働省告示第160号)	○ 医療用機器に係る措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 診療所における全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促すための措置が講じられました。	令3.4.1以後に取得等をする医療用機器について適用され、同日前に取得等をした医療用機器については、従来どおり適用されます。
(平21厚生労働省告示第248号、令3厚生労働省告示第161号)	ロ 対象機器の見直しが行われました。	令3.4.1から施行されます。
(措法45の2①～③、68の29①～③)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(16) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 (措法46の2①、68の33①)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(17) 特定都市再生建築物の割増償却 (措法47①、68の35①)	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(18) 特別償却等に関する複数の規定の不適用 (措法53②、68の42②、改正法附則43)	○ 法人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうち、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度における試験研究費の額が含まれる場合において、その試験研究費の額について同制度の適用を受けたときは、その減価償却資産又は繰延資産については、他の特別償却又は特別税額控除に関する規定の適用がないこととされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

Ⅱ 引当金・準備金制度に関する改正

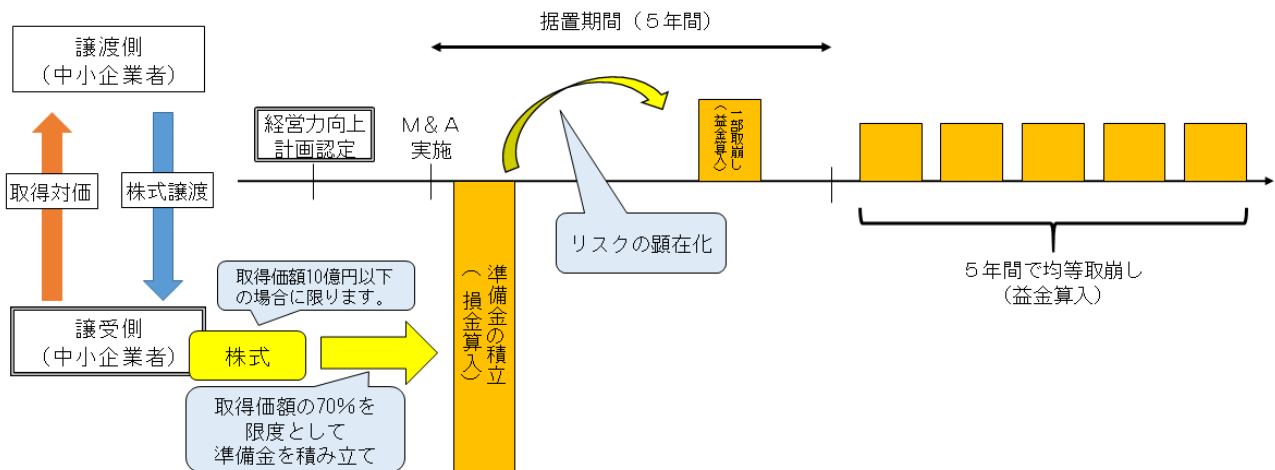
1 中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する中小企業者のうち、改正産業競争力強化法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画について認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って行う事業承継等として他の法人の株式等の取得（購入による取得に限ります。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その株式等の取得価額の70%相当額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができる制度が創設されました（措法55の2①）。

この準備金は、その積み立てられた事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものである場合には、5年間で均等額を取り崩して益金の額に算入することとされています（措法55の2②）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する中小企業者（注）のうち、改正産業競争力強化法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画（同条第4項第2号に掲げる事項の記載があるものに限り。）について同条第1項の認定を受けた法人です（措法55の2①）。

（注） 中小企業者とは、措法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者に該当するものを除きます。）をいいます。

(2) 対象となる特定株式等の取得

本制度は、適用対象法人が、各事業年度（注1）において、上記(1)の経営力向上計画に従って行う事業承継等（注2）として他の法人の株式等（株式又は出資をいいます。以下同じです。）の取得（購入による取得に限ります。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等（以下「特定株式等」といいます。）の取得価額が10億円を超える場合を除きます。）に適用できます（措法55の2①）。

（注1） 解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

（注2） 事業承継等とは、中小企業等経営強化法第2条第10項に規定する事業承継等（同項第8号に掲げる措置に限ります。）をいいます。以下同じです。

(3) 準備金の積立て及び損金算入限度額

本制度による損金算入限度額は、適用対象法人が特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の70%相当額(注1)以下の金額を損金経理の方法により各特定法人(注2)別に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた場合(決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含みます。)における、その積み立てた金額となります(措法55の2①)。

(注1) 特定株式等の取得の日を含む事業年度において、その特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうちその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額となります。

(注2) 特定株式等を発行した法人をいいます。以下同じです。

(4) 中小企業事業再編投資損失準備金の取崩し

中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち積立事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがある場合には、その5年を経過した中小企業事業再編投資損失準備金の金額については、5年間で均等額を取り崩して益金の額に算入します(措法55の2②)。

また、次に掲げる取崩し事由に該当することとなった場合には、その該当することとなった日(合併の場合にあってはその前日)を含む事業年度において、その事由に応じてそれぞれ次の金額を取り崩して、益金の額に算入します(措法55の2③～⑤)。

取崩し事由	取崩し金額
中小企業等経営強化法第18条第2項の規定により経営力向上計画の認定が取り消された場合(その経営力向上計画に従って行う事業承継等として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限り、) (措法55の2③一)	その取り消された日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を有しないこととなった場合(措法55の2③二)	その有しないこととなった日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち、その有しないこととなった株式等に係る金額
合併により合併法人に中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等を移転した場合(措法55の2③三)	その合併の直前におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人が解散した場合(措法55の2③四)	その解散の日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合(措法55の2③五)	その減額をした日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち、その減額をした金額に相当する金額
法人が解散した場合(措法55の2③六)	その解散の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額
任意に特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合(措法55の2③七)	その取り崩した日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち、その取り崩した金額に相当する金額
青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合(措法55の2④)	その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額
その事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、前事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、その事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(措法55の2⑤)	その事業年度終了の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額

(5) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書（別表十二（二））の添付がある場合に限り適用されます（措法55の2⑦）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の44）。

〔適用時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます（改正法附則1十）。

なお、改正産業競争力強化法は令和3年4月30日現在において公布されていません。

2 その他

○ その他、引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 貸倒引当金（法令96⑤四、改正法令附則1）	○ 適用を受けることができる法人の範囲に、割賦販売法の登録少額包括信用購入あっせん業者に該当する法人が追加されました。	令3.4.1から施行されます。
(2) 中小企業者等の貸倒引当金の特例（措令33の7④四、39の86③四、改正措令附則16）	○ 割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業に係る法定繰入率が1,000分の7（改正前：1,000分の13）に引き下げられました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 農業経営基盤強化準備金（措法61の2①、68の64①、改正法附則51、67）	○ 適用対象となる事業者が農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものに限定されました。	令4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
（措令37の2②、39の91②、改正措令附則16）	○ 損金算入限度額となる所得の金額が、積立て後5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の取崩しにより益金の額に算入される金額を益金の額に算入しないものとして計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
（措法61の2①、68の64①）	○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	—
(4) 農用地等を取得した場合の課税の特例（措令37の3③、39の92③、改正措令附則16）	○ 圧縮限度額となる所得の金額が、積立て後5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の取崩しにより益金の額に算入される金額を益金の額に算入しないものとして計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

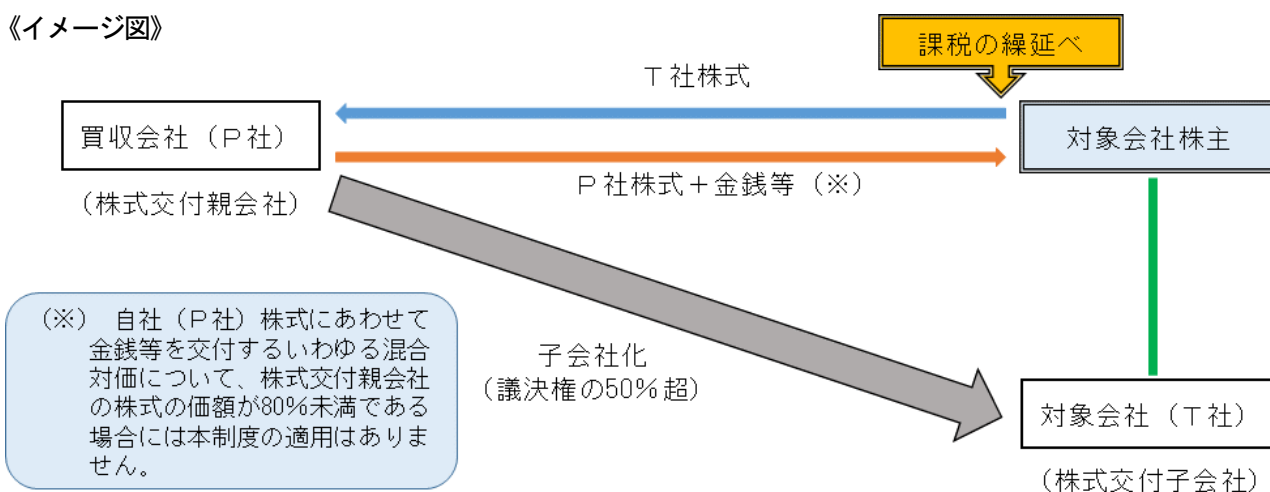
Ⅲ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

1 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が、株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の80%に満たない場合を除きます。）には、その譲渡に係る対価の額は、その所有株式のその株式交付の直前の帳簿価額に相当する金額に株式交付割合を乗じて計算した金額とその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（その株式交付親会社の株式の価額及び配当見合い金銭等の額を除きます。）とを合計した金額とする特例（すなわち課税の繰延べができる特例）が創設されました（措法66の2の2①）。

《イメージ図》



(1) 対象となる株式の譲渡

本制度は、法人が所有株式を発行した他の法人を株式交付子会社（注1）とする株式交付（注2）によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る株式交付親会社（注3）の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額の80%に満たない場合を除きます。）に適用があります（措法66の2の2①）。

（注1） 株式交付子会社とは、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいいます（会社法774の3①一）。

（注2） 株式交付とは、株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、その株式の譲渡人に対してその株式の対価としてその株式会社の株式を交付することをいいます（会社法2三十二の二）。以下同じです。

（注3） 株式交付親会社とは、株式交付をする株式会社をいいます（会社法774の3①一）。以下同じです。

(2) 株式交付割合

株式交付割合とは、株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（配当見合い金銭等の額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額をいいます。以下同じです。）を除きます。）のうちに占める割合をいいます（措法66の2の2①）。

(3) 譲渡対価の額の計算

本制度による譲渡対価の額は、次により計算した金額となります（措法66の2の2①）。

(算 式)

$$\bullet \text{ 譲渡対価の額} = \left[\frac{\text{所有株式の株式交付直前の帳簿価額}}{\text{株式交付割合}} \times \text{株式交付割合} \right] + \text{交付を受けた金銭等の額 (注)}$$

$$\bullet \text{ 株式交付割合} = \frac{\text{交付を受けた株式交付親会社の株式の価額}}{\text{交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額 (配当見合い金銭等の額を除く.)}}$$

(注) 交付を受けた金銭等の額とは、交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額から交付を受けた株式交付親会社の株式の価額及び配当見合い金銭等の額の合計額を控除した金額をいいます。

(4) 適用に当たっての注意点

外国法人については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式交付に係る所有株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分を除き、本制度の適用がないこととされています(措法66の2の2②、措令39の10の3①)。

(5) その他

株式交付親会社は、その確定申告書に株式交付計画書及び株式交付に係る主要な事項に関する明細書を添付する(株式交換及び株式移転についても同様となります。)とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付する必要があります(法規35五・六)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の86)。

〔適用時期〕

令和3年4月1日以後に行われる株式交付について適用されます(改正法附則53)。

2 その他

○ その他、資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法62の3④十、措令38の4②、改正法附則1十二、改正措令附則1七)	○ 適用除外措置(優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外措置)の適用対象となるマンション敷地売却事業について、その認定買受計画に、決議特定要除却認定マンション(改正前:決議要除却認定マンション)を除却した後の土地に新たに建築される一定のマンションに関する事項等の記載があるマンション敷地売却事業とされました。	改正マンション管理適正化法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行されます。なお、本制度は平10.1.1から令5.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法65①七、措規22の2④五、改正法附則1十三、改正措規附則1八) (措法65⑩、68の72⑩、改正法附則1十三)	○ 本制度の適用対象に、敷地分割事業が実施された場合においてその資産に係る敷地権利変換により除却敷地持分等を取得したときが追加されました。 ○ 完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこととする措置の適用対象に、敷地分割事業における敷地権利変換があったことによりその譲渡損益調整資産の譲渡につき本制度の適用を受ける場合が追加されました。	改正マンション管理適正化法の施行の日から施行されます。 同上
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の4①三、68の75①、措規22の5①三、改正法附則52①、68①) (措法65の4①三)	○ 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次のとおり改正が行われました。 イ 適用対象から開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡が除外されました。 ロ 適用対象となる土地地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業について、施行地区の全部が市街化区域に含まれる土地地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業に係る土地等の譲渡に限定されました。 ハ 適用期限が令和5年12月31日まで3年延長されました。	令3.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 —

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法65の4①二十二の二、改正法附則1十二)	○ 適用対象となるマンション敷地売却事業について、通行障害既存耐震不適格建築物に該当する決議特定要除却認定マンション(改正前:決議要除却認定マンション)の敷地の用に供されている土地等につき実施されたマンション敷地売却事業とされました。	改正マンション管理適正化法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行されます。
(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措規22の6④四イ、改正措規附則1)	○ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除について、福島県知事が作成する促進計画の定めるところにより農地等が譲渡された場合が対象とされました。	令3.4.1から施行されます。
(5) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例・特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例・特定の資産を交換した場合の課税の特例(旧措法65の7①表三・五、68の78①表三・五、措法65の8①、65の9、68の79①、68の80、旧措令39の7④⑥④、旧措規22の7③④、22の69③④、改正法附則52②、68②)	○ 適用対象から、過疎地域の外から内への買換え及び危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく土地等の買換えが除外されました。	令3.4.1前に対象資産を譲渡した場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの資産に係る特別勘定又は期中特別勘定については、従来どおり適用されます。
(6) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例(旧措法66の2の2、68の86、旧措令39の10の3、39の100、旧措規22の9の3、22の73の2、改正法附則54、70)	○ 本制度は、廃止されました。	令3.4.1前に認定を受けた特別事業再編計画に係る特別事業再編による株式等の譲渡については、従来どおり適用されます。

IV 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子（法令141の4⑧二、改正法令附則3）	○ 内国法人の国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度による損金不算入額について、その国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額に、自己資本不足額がその利子の支払の基因となる負債（額）に占める割合を乗じて計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 外国税額控除の対象とならない外国法人税の額（法令142の2⑧一～四、155の27⑥一～四、改正法令附則3、4）	○ 外国法人から受ける剰余金の配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない部分の金額に限ります。）に係る外国源泉税等の額の外国税額控除について、その剰余金の配当等の額のうち内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例との二重課税調整の適用を受ける金額に対応する部分に限り、その適用を認めない（改正前：全額不適用）こととされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入（法令188⑫二、改正法令附則5）	○ 外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度による損金不算入額について、その恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額に、自己資本不足額がその利子の支払の基因となる負債（額）に占める割合を乗じて計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（措法66の5①⑤四、68の89①⑤四、措令39の13①一ロ・⑥、39の113①一ロ・⑥、措規22の10の6①、22の75の2、改正法令附則43、改正措令附則16）	○ 適用要件の判定等に用いる負債について、負債の利子等の支払の基因となるもの（改正前：負債の利子等の支払の基因となるもの）とされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(5) 対象純支払利子等に係る課税の特例（措法66の5の2②三ニ・⑧四、68の89の2②三ホ、措令39の13の2⑫⑬⑰、39の113の2⑪⑫、改正法令附則1一、55、71、改正措令附則1一） （措令39の13の2⑭、39の113の2⑯、改正措令附則1一）	○ 対象外支払利子等の額に、次の金額を含めることとされました。 イ 生命保険契約又は損害保険契約に基づいて保険料積立金に繰り入れられる支払利子等の額 ロ 損害保険契約に基づいて払戻積立金に繰り入れる支払利子等の額 ○ 控除対象受取利子等合計額の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額を一定の受取利子等の額の合計額に加えることができることとされました。	令3.3.31以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同上
(6) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（措法66の8②⑨⑫、68の92②⑨⑫、改正法令附則56①、72①）	○ 外国法人から受ける剰余金の配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分の金額に限ります。）に係る外国源泉税等の額の損金算入について、その剰余金の配当等の額のうち内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限る（改正前：全額損金算入）こととされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度において外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある場合について適用され、同日前に開始した事業年度において外国法人から受けた剰余金の配当等の額がある場合については、従来どおり適用されます。
(7) 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（措法66の9の4②⑧⑭、68の93の4②⑧⑭、改正法令附則56②、72②）	○ 上記(6)と同様の改正が行われました。	上記(6)の適用時期等と同様となります。
(8) 外国組合員に対する課税の特例（措法67の16④、措規22の19の2①、改正法令附則59①）	○ 特例適用申告書及びその添付書類を5年ごとに提出しなければならないこととされました。	令3.4.1前に提出された特例適用申告書（その特例適用申告書又はその特例適用申告書に係る変更申告書の提出後に変更申告書の提出事由が生じた場合において、令3.3.31までに変更申告書が提出されていない場合のその特例適用申告書を除きます。）は、令3.4.1において提出された特例適用申告書とみなされます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法67の16④、改正法附則59②)</p> <p>(措法67の16④、措規22の19の2①、改正法附則59③)</p> <p>(措令26の30④⑨⑩、改正措令附則14)</p>	<p>○ 変更申告書等に添付すべき書類の添付がなかった場合には、変更申告書の提出がなかった場合と同様に、本制度を適用できないこととされました。</p> <p>○ 特例適用申告書等及びその添付書類の配分の取扱者に対する書面による提出に代えて、その配分の取扱者に対してこれらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。</p> <p>○ 投資組合財産に対する持分割合は、特定組合契約（特例適用投資組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約をいい、次に掲げる要件を満たすものに限ります。）に係る組合財産として投資組合財産に対する持分を有する者（その特例適用投資組合契約を締結している外国組員及びその外国組員と特殊の関係のある者（以下「外国組員等」といいます。）を除きます。）のその特定組合契約に係る組合財産に係る持分割合を除外して計算した割合とすることとされました。</p> <p>イ その特定組合契約に係る組合財産に対するその外国組員等（その特定組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約に係る組合財産に対するその外国組員等の持分割合が25%以上である等の場合には、その組合契約に係る組合財産に対する持分を有する者（その外国組員等を除きます。）を含みます。）の持分割合の合計が25%未満であること。</p> <p>ロ その特定組合契約に係る組合財産としてその投資組合財産に対する持分を有する者がその特例適用投資組合契約に基づいて行う事業に係る重要な業務の執行に関する行為を行わないこと。</p>	<p>令3.4.1以後に変更申告書の提出事由が生じた場合について適用され、同日前に変更申告書の提出事由が生じた場合については、従来どおり適用されます。</p> <p>令3.4.1以後に配分の取扱者に対して行う電磁的方法による特例適用申告書等に記載すべき事項の提供について適用されます。</p> <p>令3.4.1以後に有することとなる国内源泉所得について適用され、同日前に有することとなった国内源泉所得については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) 振替国債の償還差益等の非課税等（措法67の17⑨）</p>	<p>○ 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る差益の非課税措置について、適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>

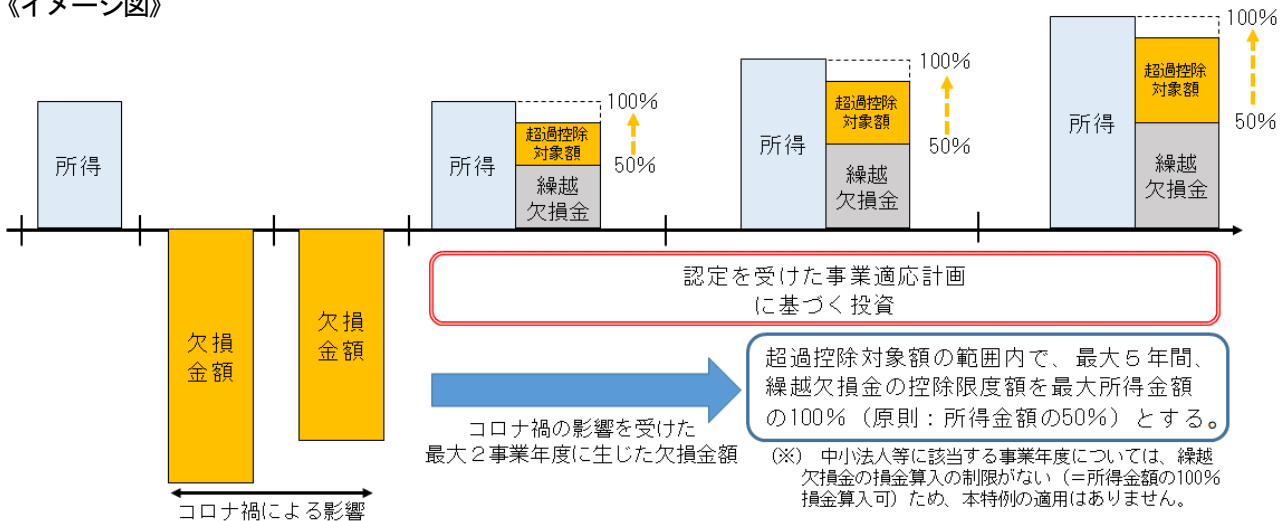
V その他の改正

1 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設

【創設された制度の概要】

青色申告書を提出する法人で改正産業競争力強化法の施行の日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けたもののうちその認定に係る認定事業適応事業者であるものの適用事業年度において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、特例欠損事業年度において生じた欠損金額があるときは、超過控除対象額に相当する金額を欠損金の繰越控除制度において損金算入することができる金額に加算することとする特例が創設されました（措法66の11の4①）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の対象となる法人は、青色申告書を提出する法人で改正産業競争力強化法の施行の日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法第21条の15第1項の事業適応計画の認定を受けた認定事業適応事業者（注）である法人です（措法66の11の4①）。

（注） 認定事業適応事業者とは、認定事業適応計画（産業競争力強化法第21条の16第2項に規定する認定事業適応計画をいいます。以下同じです。）に従って実施される成長発展事業適応（経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣の確認を受けたものに限り、）を行う同法第21条の28第1項に規定する認定事業適応事業者をいいます。

(2) 適用事業年度

本制度の適用事業年度は、認定事業適応計画に記載された産業競争力強化法第21条の15第3項第2号に規定する実施期間内の日を含む各事業年度であって、次のイからハまでの全ての要件を満たす事業年度です（措法66の11の4①）。

イ 特例事業年度（注）のうちその開始が最も早い事業年度後の各事業年度で欠損控除前所得金額が生じた最初の事業年度開始の日以後5年以内に開始する事業年度であること（措法66の11の4①一）。

（注） 特例事業年度とは、経済社会情勢の著しい変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業年度として財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度をいいます。

ロ 令和8年4月1日以前に開始する事業年度であること（措法66の11の4①二）。

ハ 欠損金の繰越控除制度において損金算入の制限（所得金額の50%相当額）が課されていない中小法人等（法第57条第11項各号に掲げる法人）に該当する事業年度でないこと（措法66の11の4①三）。

(3) 特例欠損事業年度

特例欠損事業年度とは、特例事業年度において生じた欠損金額のうち下記(4)の超過控除対象額がある場合におけるその特例事業年度をいいます（措法66の11の4②）。

(4) 超過控除対象額

超過控除対象額は、次のイからハまでの金額のうち最も少ない金額となります（措法66の11の4②）。

イ 特例事業年度の欠損金額の残額（措法66の11の4②一）

特例事業年度において生じた欠損金額(注1)(A) $-$ $\left[\begin{array}{l} \text{(A)のうち適用事業年度前の各事業} \\ \text{年度に損金算入した欠損金額の合計額} \end{array} \right. + \left. \begin{array}{l} \text{(A)のうち本制度の適用がないとした場合} \\ \text{に適用事業年度に損金算入される欠損金額} \end{array} \right]$

ロ 累積投資残額（措法66の11の4②二）

適用事業年度終了の日までに認定事業適応計画に従って行った投資の額 $-$ $\left[\begin{array}{l} \text{超過控除対象額の} \\ \text{過去使用額(注2)} \end{array} \right. + \left. \begin{array}{l} \text{超過控除対象額の} \\ \text{当期使用額(注3)} \end{array} \right]$

ハ 所得金額による制限額（措法66の11の4②三）

$\left[\begin{array}{l} \text{欠損控除前} \\ \text{所得金額} \end{array} \times 50\% \right] - \begin{array}{l} \text{超過控除対象額の} \\ \text{当期使用額(注3)} \end{array}$

(注1) 法第57条第2項の規定によりその法人の欠損金額とみなされたものなど、一定の欠損金額を除きます（措法66の11の4②一）

(注2) 超過控除対象額の過去使用額は、適用事業年度前の事業年度で本制度の適用を受けた超過控除対象額の合計額となります。

(注3) 超過控除対象額の当期使用額は、適用事業年度における超過控除対象額を算出しようとする特例事業年度前の各特例事業年度において生じた欠損金額に係る超過控除対象額の合計額となります。

(5) 適用に当たっての注意点

本制度は、確定申告書等に超過控除対象額及び超過控除対象額の計算に関する明細書（別表七（一）及び別表七（一）付表五）の添付がある場合に限り適用されます（措法66の11の4④）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の96の2）。

〔適用時期〕

改正産業競争力強化法の施行の日から施行されます（改正法附則1十）。

なお、改正産業競争力強化法は令和3年4月30日現在において公布されていません。

2 その他

○ その他、法人税等に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 減価償却資産の範囲（法令13八タ、改正法令附則1一）	○ 電気ガス供給施設利用権（無形固定資産）の範囲に、電気事業法の配電事業者に対して電気の供給施設を設けるために要する費用を負担して、その供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が追加されました。	令4.4.1から施行されます。
(2) 寄附金の損金不算入（法規22の4六、改正法規附則1三）	○ 一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人の範囲に、敷地分割組合が追加されました。	改正マンション管理適正化法の施行の日から施行されます。
（法37④、法規24、措法66の11の3②、68の96①、措規22の12、22の76の3、改正法附則10①、57、73、改正法規附則3）	○ 特定公益増進法人等に対する寄附金について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金が除外されました。	令3.4.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来どおり適用されます。
（法令77一の二、改正法令附則2）	○ 特定公益増進法人の範囲に、定款に試験研究の成果を活用する事業等を実施する者に対する出資を行う旨の定めがある地方独立行政法人が追加されました。	同上

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法37⑤、改正法附則10②)	○ 収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額を収益事業に係る寄附金の額とみなす制度の対象から、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることにより支出した金額が除外されました。	令3.4.1以後に支出する金額について適用されます。
(3) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(法45①一、改正法附則1七)	○ 対象事業に電気事業法の配電事業が追加されました。	令4.4.1から施行されます。
(4) 不正行為等に係る費用等(法55④七、改正法附則1九)	○ 法人が納付する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による課徴金及び延滞金の額が、損金の額に算入しないこととされました。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行されます。
(5) 沖縄の認定法人の課税の特例(措法60①表一、68の63①表一)	○ 沖縄の情報通信産業特別地区に係る措置について、適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。	—
(沖振令5、改正沖振令附則)	○ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 対象事業からこん包業が除外されました。	令3.4.1から施行されます。
(措法60①表二、68の63①表二)	ロ 適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。	—
(措法60②、68の63②)	○ 沖縄の経済金融活性化特別地区に係る措置について、適用期限が令和4年3月31日まで1年延長されました。	—
(6) 技術研究組合の所得の計算の特例(措令39の21、改正措令附則22)	○ 対象となる固定資産から鉱業権が除外されました。	令3.4.1以後に賦課する金額をもって取得等をする試験研究用資産について適用され、同日前に賦課した金額をもって取得等をした試験研究用資産については、従来どおり適用されます。
(措法66の10①、68の94①)	○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。	—
(7) 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例(措法66の11の2、68の95の2、措令39の22の2、39の121の3、改正法附則1十五、改正措令附則1十一)	○ 青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当するものが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度(新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度に限ります。)においてその業務執行役員に対して特定業績連動給与を支給する場合には、その特定業績連動給与に係る役員給与の損金不算入制度の適用については、その法人が金融商品取引法の規定により提出する事業報告書(インターネットを利用する方法により金融庁長官が公表するものに限ります。)は、指標に関する要件に係る部分について有価証券報告書とみなすこととされるとともに、その算定方法の内容を、一定の日以後遅滞なく公表事業報告書に記載して同法の規定により提出し、かつ、同法の規定により説明書類に記載して公衆の縦覧に供し、又は公表したときは、業績連動給与の損金算入要件のうち有価証券報告書への記載等によりその算定方法の内容が開示されていることとの要件を満たすこととされました。	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和3年法律第 号)の施行の日から施行されます。 なお、同法律は令和3年4月30日現在において公布されていません。
(8) 投資法人に係る課税の特例(措令39の32の3⑬、改正措令附則16)	○ 特定の資産の総資産のうち占める割合が50%を超えていることとする要件について、ファイナンス・リース取引に係る金銭債権はそのファイナンス・リース取引の目的となっている資産として、その割合を計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(9) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例(措令39の35の3⑦、改正措令附則16)	○ 特定の資産の総資産のうち占める割合が50%を超えていることとする要件について、ファイナンス・リース取引に係る金銭債権はそのファイナンス・リース取引の目的となっている資産として、その割合を計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(10) 公益法人等の損益計算書等の提出(措令39の37①、改正措令附則1九)	○ 損益計算書等の提出を要しない法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に、敷地分割組合が追加されました。	改正マンション管理適正化法の施行の日から施行されます。

第2編 震災特例法に関する改正

○ 震災特例法に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2①②、25の2①②、改正法附則95①②、107①②、改正震災特例法規附則5、9）</p> <p>（震災特例法17の2①、25の2①、改正法附則95①、107①）</p> <p>（震災特例法17の2①、25の2①）</p> <p>（旧震災特例法17の2①表二・②、25の2①表二・②、改正法附則95①、107①）</p>	<p>○ 復興産業集積区域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 対象区域が復興特区法の特定復興産業集積区域（改正前：復興産業集積区域）とされました。</p> <p>ロ 認定地方公共団体に該当する福島県の区域内の地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をする機械装置の償却割合が50%（改正前：その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却）に引き下げられました。</p> <p>ハ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>○ 復興居住区域に係る措置が廃止されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする特定機械装置等について適用され、同日前に取得等をした対象資産については、従来どおり適用されます。また、同日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人が、やむを得ない事情により同日前に、取得等をして、旧対象事業の用に供することができなかった対象資産については、同日から令6.3.31までの間に、取得等をして、旧復興産業集積区域内において旧対象事業の用に供した場合には、従来どおり適用されます。</p> <p>令3.4.1以後に取得等をする特定機械装置等について適用され、同日前に取得等をした対象資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>令3.4.1前に取得等をした対象資産については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2の2①表二・②、25の2の2①表二・②、震災特例法17の2の2②、22の2の2②、震災特例法規6の2の2、9の2の2、改正法附則96①、108①）</p> <p>（震災特例法17の2の2①表三・②、25の2の2①表三・②、震災特例法17の2の2③④、22の2の2③④、改正法附則96①、108①）</p>	<p>○ 特定事業活動振興計画に係る措置が追加されました。この措置の内容は次のとおりです。</p> <p>福島復興再生特別措置法の規定により福島県知事の指定を受けた法人が、提出特定事業活動振興計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に、福島県の区域内においてその提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動に係る事業の用に供する機械装置、建物等、構築物その他の一定の減価償却資産の取得等をして、その区域内において特定事業活動に係る事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（建物等及び構築物については、これらの取得価額の25%相当額の特別償却）とその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）相当額の法人税額の特別控除との選択適用ができることとされました。ただし、法人税額の特別控除については、調整前法人税額の20%相当額が限度とされ、税額控除限度超過額については4年間の繰越しができることとされています。</p> <p>○ 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置が追加されました。この措置の内容は次のとおりです。</p> <p>福島復興再生特別措置法に規定する認定事業者該当する法人が、提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供する機械装置、建物等、構築物その他の一定の減価償却資産の取得等をして、その新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（建物等及び構築物については、これらの取得価額の25%相当額の特別償却）とその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）相当額の法人税額の特別控除との選択適用ができることとされました。ただし、法人税額の特別控除については、調整前法人税額の20%相当額が限度とされ、税額控除限度超過額については4年間の繰越しができることとされています。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする対象資産について適用されます。</p> <p>同上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(3) 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法17の3①、25の3①、改正法附則98①②、110①②）</p> <p>（震災特例法17の3①、25の3①）</p>	<p>○ 対象区域が復興特区法の特定復興産業集積区域（改正前：復興産業集積区域）とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に終了する適用年度分の法人税について適用され、同日前に終了した適用年度分の法人税については、従来どおり適用されます。また、同日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人が、その指定を受けた日以後5年を経過する日までの期間内の日を含み、かつ、令3.4.1以後に終了する各事業年度のその期間内において、旧復興産業集積区域内に所在する旧産業集積事業所に勤務する旧被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(4) 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法17の3の2①表二、25の3の2①表二、震災特例法17の3の2④、22の3の2④、震災特例法規6の3の2②二、9の3の2②二、改正法附則1、改正震災特例法附則1）</p> <p>（震災特例法17の3の2①表三、25の3の2①表三、震災特例法17の3の2⑤⑥、22の3の2⑤⑥、震災特例法規6の3の2①②三、9の3の2①②三、改正法附則1、改正震災特例法附則1、改正震災特例法規附則1）</p>	<p>○ 特定事業活動振興計画に係る措置が追加されました。この措置の内容は次のとおりです。 提出特定事業活動振興計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に福島復興再生特別措置法の規定により福島県知事の指定を受けた法人が、その指定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間内を含む各事業年度のその期間内において、福島県の区域内に所在するその提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行う事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの10%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、法人税額の特別控除については、調整前法人税額の20%相当額が限度とされています。 （注） 特定被災雇用者等とは、平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者をいいます。</p> <p>○ 新産業創出等推進事業促進計画に係る措置が追加されました。この措置の内容は次のとおりです。 提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に福島復興再生特別措置法の認定を受けた事業者が、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内を含む各事業年度のその期間内において、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内に所在する新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務する次の雇用者に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの15%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、法人税額の特別控除については、調整前法人税額の20%相当額が限度とされています。 イ 避難対象雇用者等（平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において避難対象区域内に居住していた者をいいます。） ロ 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していた者 ハ 認定新産業創出等推進事業実施計画に従って行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者</p>	<p>令3.4.1から施行されます。</p> <p>同上</p>
<p>(5) 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等（震災特例法17の5①、25の5①、改正法附則100①②、112①②、改正震災特例法規附則6）</p>	<p>○ 対象区域が復興特区法の特定復興産業集積区域（改正前：復興産業集積区域）とされました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする開発研究用資産について適用され、同日前に取得等をした開発研究用資産については、従来どおり適用されます。また、同日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人が、やむを得ない事情により同日前に、取得等をして、開発研究の用に供することができなかつた開発研究用資産について、同日から令6.3.31までの間に、取得等をして、旧復興産業集積区域内において開発研究</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(震災特例法17の5①、25の5①、改正法附則100①、112①) (震災特例法17の5①、25の5①)	○ 認定地方公共団体に該当する福島県の区域内の地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をする開発研究用資産の償却割合が34%（中小企業者等にあつては、50%）（改正前：その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却）に引き下げられました。 ○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。	の用に供した場合には、従来どおり適用されます。 令3.4.1以後に取得等をする開発研究用資産について適用され、同日前に取得等をした開発研究用資産については、従来どおり適用されます。 —
(6) 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等（震災特例法18①、26①、震災特例法令18、23、震災特例法規6の5、9の5、改正法附則1、改正震災特例法令附則1、改正震災特例法規附則1） (震災特例法18②、26②)	○ 福島復興再生特別措置法に規定する認定事業者に該当する法人が、提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に、その提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供される開発研究用資産の取得等をして、その新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却ができることとされました。 ○ 本制度の適用を受ける開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、特別試験研究費の額に該当するものとみなして、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の適用ができることとされました。	令3.4.1から施行されます。 同上
(7) 被災代替資産等の特別償却（震災特例法18の2①、26の2①、改正法附則101、113） (震災特例法18の2①、26の2①、改正法附則101、113) (震災特例法18の2①、26の2①)	○ 償却割合の上乗せ措置の対象となる中小企業者の判定において、いわゆる事業承継ファンドを通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資を大規模法人の所有する株式又は出資に含まないこととする措置が廃止されました。 ○ 対象資産から車両運搬具が除外されました。 ○ 適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。	令3.4.1以後に取得等をする被災代替資産等について適用され、同日前に取得等をした被災代替資産等については、従来どおり適用されます。 同上 —
(8) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却（旧震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法令18の2、23の2、旧震災特例法規6の5、9の5、改正法附則102、114、改正震災特例法令附則9、13、改正震災特例法規附則7、10）	○ 本制度は、廃止されました。	令3.4.1前に取得等をした被災者向け優良賃貸住宅については、従来どおり適用されます。
(9) 再投資等準備金（震災特例法18の3①、26の3①、改正法附則103①②、115①②） (震災特例法18の3①、26の3①)	○ 対象区域が復興特区法の特定復興産業集積区域（改正前：復興産業集積区域）とされました。 ○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。	認定地方公共団体の指定を受けた法人の令3.4.1以後に終了する適用年度分の法人税について適用され、旧認定地方公共団体の旧指定を受けた法人の同日前に終了した適用年度分の法人税については、従来どおり適用されます。また、同日前に旧認定地方公共団体の旧指定を受けた法人の同日以後に終了する事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 —
(10) 被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等（震災特例法18の9②、26の9②、震災特例法規6の8④⑤、改正法附則104、116）	○ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除を適用することとする措置の適用対象となる事業について、次に掲げる土地等の区分に応じ次に定める事業とされました。 イ 特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域内にある土地等 その土地等が所在する特定住宅被災市町村又はその特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業 ロ 特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域以外の区域内にある土地等 その土地等が所在する特定住宅被災市町村又はその特定	令3.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(震災特例法18の9②、26の9②)	<p>住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業（令和3年3月31日においてその計画に記載されていたものに限ります。）</p> <p>○ 適用期限が令和8年3月31日まで5年延長されました。</p>	—
<p>(11) 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等（震災特例法18の10①、26の10①、改正法附則1）</p> <p>(震災特例法18の10②、26の10②、改正法附則1）</p>	<p>○ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除を適用することとする措置について、適用対象となる土地等が、一定の帰還・移住等環境整備推進法人（改正前：帰還環境整備推進法人）が行う帰還・移住等環境整備事業計画（改正前：帰還環境整備事業計画）に記載された一定の事業の用に供するために買い取られる土地等とされました。</p> <p>○ 土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外措置）を適用することとする措置について、適用対象となる土地等が、一定の帰還・移住等環境整備推進法人（改正前：帰還環境整備推進法人）が行う帰還・移住等環境整備事業計画（改正前：帰還環境整備事業計画）に記載された一定の事業の用に供される土地等とされました。</p>	<p>令3.4.1から施行されます。</p> <p>令3.4.1から施行されます。なお、土地の譲渡等がある場合の特別税率は、平10.1.1から令5.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p>
<p>(12) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例・特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例・特定の資産を交換した場合の課税の特例（震災特例法19①、20①、21、27①、28①、29、震災特例法令19②、24②、改正法附則105、117）</p> <p>(震災特例法19①、20①、21、27①、28①、29)</p>	<p>○ 対象となる買換資産が、東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる一定の区域（改正前：特定被災区域）内にある資産とされました。</p> <p>○ 適用期限が令和6年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>令3.4.1以後に取得等をする買換資産及びその買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用され、同日前に取得等をした買換資産及びその買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>